

種類：規則
議決：四国支部役員会
制定期日：2020年11月27日
改訂日：2022年2月25日

一般社団法人プロジェクトマネジメント学会 四国支部役員会規則

第1章 総則

(総則)

第1条 この規則は、一般社団法人プロジェクトマネジメント学会四国支部（以下、支部）の会則第3条に示す支部役員会（以下、役員会）について定める。

(事務局)

第2条 役員会の事務局は、支部事務局に置く。

第2章 役員会

(招集)

第3条 役員会は、支部会則第8条に基づき、原則として年1回以上開催する。

2 役員会は、支部支部長（以下、支部長）が招集する。

3 役員会を招集するときは、日時、場所、予定議案を記載した書面または電子メールをもって、開催日の5日前までに各役員に通知しなければならない。

4 前号に拘わらず、支部長が必要と認めた場合は、随時開催できるものとする。

5 役員会は、支部長の判断で、電子メール等を活用した書面開催もできるものとする。

(議長)

第4条 役員会の議長は、支部長がこれにあたる。

(議案)

第5条 役員会の議案は、決議事項および報告事項で構成する。

2 決議事項は、以下のとおり

- ① 年度事業計画案
- ② 支部総会議案
- ③ その他

3 報告事項は、以下のとおり

- ① 年度事業計画に基づく活動状況
- ② 研究会活動状況
- ③ 支部会員状況
- ④ その他

(定足数)

第6条 役員会は、役員の過半数の出席がなければ、開催できない。ただし、該当事項について、あらかじめ書面または電子メールをもって意思を表示した者または表決の委任者は出席者とみなす。

(決議)

第7条 役員会の決議は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第8条 役員会の議事については、議事録を作成し、支部事務局で保管する。

附則

この規則は、2020年11月19日 支部役員会の議決により制定。
2020年11月27日から施行する。